

令和6年度 第4回 足立区地域保健福祉推進協議会
「子ども支援専門部会」

令和6年12月19日

【 審議・調査事項 報告事項 情報連絡事項 】

件 名	第3期足立区子ども・子育て支援事業計画(案)に対するパブリックコメントの実施結果について								
所 管 部 課	子ども家庭部 子ども政策課								
内 容	第3期足立区子ども・子育て支援事業計画(案)について、以下のとおりパブリックコメントを実施したので、報告する。 1 パブリックコメントの実施結果について (1) 実施期間 令和6年11月1日（金）～12月16日（月） (2) 意見提出者数 <u>34人</u> (3) 意見の件数 <u>98件</u> (4) 意見の提出方法 <table> <tr> <td>ア 区ホームページの意見受付フォーム</td><td><u>19人</u></td></tr> <tr> <td>イ 窓口</td><td><u>10人</u></td></tr> <tr> <td>ウ FAX</td><td><u>4人</u></td></tr> <tr> <td>エ 郵送</td><td><u>1人</u></td></tr> </table> (5) 意見に対する区の考え方 別添1のとおり 2 事業計画の修正について 本部会やパブリックコメント等でのご意見等を踏まえ、前回の部会から事業計画を修正した。(P2～P3) 3 今後のスケジュール（予定） 令和7年2月 子ども支援専門部会にて事業計画の確定報告 足立区教育委員会にて議決 3月 足立区地域保健福祉推進協議会へ報告 第3期足立区子ども・子育て支援事業計画の確定	ア 区ホームページの意見受付フォーム	<u>19人</u>	イ 窓口	<u>10人</u>	ウ FAX	<u>4人</u>	エ 郵送	<u>1人</u>
ア 区ホームページの意見受付フォーム	<u>19人</u>								
イ 窓口	<u>10人</u>								
ウ FAX	<u>4人</u>								
エ 郵送	<u>1人</u>								

前回の部会から修正した主な内容

№	該当箇所	前回の部会で報告した記載内容	今回、修正した記載内容
P105	【令和5年度の利用実績】	(ウ) 児童虐待予防講座の開催回数 13回	(ウ) 児童虐待予防・養育家庭に対する 周知・啓発回数 3回
P105	イ 量の見込みと確保 方策（区全域）	(ウ) 児童虐待予防講座等の実施 13回	(ウ) 児童虐待防止の促進や養育家庭に 対する周知・啓発等の実施 3回
P105	確保方策の考え方	児童虐待予防講座（イライラしない子育て講座等）や児童虐待防止推進月間事業（オレンジリボンキャンペーン等）を継続実施することで、児童虐待の未然防止を推進します。	児童虐待防止推進月間事業（オレンジリボンキャンペーン）による児童虐待防止の推進や、養育家庭体験発表会・PRパネル展示を通して養育家庭に対する周知・啓発をしていきます。
P113	乳児等通園支援事業 事業概要	対象年齢の記載なし	0歳6か月から満3歳未満の年齢のこどもが対象です。（追記）
P114	(19) 親子関係形成支援事業 ア 事業概要	児童との関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者が、親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等の知識や方法を身につけるため、当該保護者に対して、講義、グループワーク、個別のロールプレイ等を内容としたペアレント・トレーニング等を実施するなど、健全な親子関係の形成に向けた支援を行う事業です。 区では、当該事業は実施していませんが、こども支援センターげんきや各保健センターでの「発達相談」や「ペアレント・トレーニング」等を通じて、適切に支援していきます。	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行う事業です。 区では、児童虐待予防講座を開催し、親子関係を築くための具体的なポイントを学びながら、保護者同士の悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を提供しています。

P114	(19) 親子関係形成支援 事業 イ 量の見込みと確保 方策（区全域）	未設定のため記載なし	下記のとおり設定しました
------	--	------------	--------------

イ 量の見込みと確保方策（区全域）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	10	10	10	10	10
確保方策の考え方	○ 児童虐待予防講座を継続開催することで、児童虐待の未然防止を推進します。				

※ ニーズ調査によらず、過去の開催回数から量の見込みを算出しました。

令和6年度 第4回 足立区地域保健福祉推進協議会
「子ども支援専門部会」

令和6年12月19日

【 審議・調査事項 報告事項 情報連絡事項 】

件 名	家庭的保育事業の認可手続き及び利用定員の確認について
所 管 部 課	子ども家庭部 幼稚園・地域保育課
内 容	児童福祉法及び子ども・子育て支援法に基づき、認可手続き及び利用定員の確認を行うにあたり、子ども支援専門部会で意見聴取を行う必要があるため、本案を提出する。 1 認可手続きについて (1) 認可理由 家庭的保育事業における事業の継承 現在開業中の家庭的保育事業者が、定年等により保育補助者（以下「事業継承者」と言う。）に事業を継がせたいという意向があったため、令和6年度の子ども施設指定管理者等選定審査会において事業継承者が家庭的保育者に認定された。 このたび、1事業者が事業の継承の準備が整ったので、該当の事業継承者について認可手続きを行う。 (2) 認可適合基準 認可者である区が審査した結果、認可基準に適合していることを確認した。 (3) 事業継承者 氏 名：川本 美美 所在地：足立区西新井栄町1-2-4 フォレスト103 定 員：5名 (4) 認可年月日 令和7年4月1日 2 利用定員の確認について 職員配置及び面積基準に問題がないため、申請のとおり利用定員を確認する。

家庭的保育事業審議資料

No.	氏 名	所在地	分類	定員	職員配置 基準 ※1	保育室面積 ※2		給食 ※3	財務状況 ※4
						基準(m ²)	実際(m ²)		
1	川本 美美	足立区西新井栄町 1-2-4 フォレスト103	事業継承者	5	適合	16.5	16.73	自園調理	良好

※1 【職員配置基準】

家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は3人以下とする。
ただし、家庭的保育者が家庭的保育補助者とともに保育する場合には5人以下とする。

※2 【保育室面積】

保育室の面積は9.9㎡以上であること。
ただし、保育する乳幼児が3人を超える場合は、9.9㎡に3人を超える人数1人につき3.3㎡を加えた面積とする。

※3 【給食】

調理員が家庭的保育事業内の調理設備又は調理室で調理し、提供を行う。
ただし、規定を満たす搬入施設からの給食の搬入も認められる。

※4 【財務状況】

収支予算書、納税証明書、財務情報等の公表において、家庭的保育事業を行うために必要な経済的基礎があることを確認する。

家庭的保育事業の継承にあたっての審査結果

(令和6年10月11日 第2回足立区子ども施設指定管理者等選定審査会)

審査項目	視点	事業継承者氏名
		川本 美美
筆記試験	家庭的保育者養成研修(基礎研修、認定研修)で学習した内容	83.0%
作文	①家庭的保育者の役割を理解し、自覚と責任感が表れている。 ②どのような保育がしたいというビジョンが明確に表れている。 ③家庭(保護者)支援についての視点がしっかりと加わっている。 など	74.3%
保育園 実 習	①子どもの健康状態や環境の清潔について理解ができたか。 ②子どもの事故防止や環境への配慮について理解ができたか。 ③乳児の発達経過や個人差等についてある程度理解できたか。 など	92.0%
ヒアリング	①家庭的保育事業に対する熱意と意欲、誠実さがある。 ②災害、事故、疾病等に適切な対応ができる危機管理能力がある。 ③園児の安全(施設整備・防犯)、衛生・健康管理が適切である。 など	81.3%
総合評価		82.7%

※ 各割合は得点率を示す。

※ 個別の項目で概ね7割に満たない場合又は総合評価点数が7割に満たない場合は事業継承者として承認しない。